

令和3年度事業計画書

事業実施の方針

犯罪等により被害を受けた被害者及びその遺族や家族に対し、支援活動員による被害者支援活動を行うとともに、広報啓発活動を推進することにより、支援の重要性を訴え県民に対してその理解を求めることで、社会全体の意識高揚を図るとともに被害者支援の輪を広げ、被害者も加害者もない安全で安心できる長崎県のまちづくりを目指す。

事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者	受益対象者等	備考
1 電話相談に関する事業 (直接事業)	犯罪被害者、遺族等からの無料電話相談及びメール等相談を実施する。相談内容により、犯罪被害相談員による面接相談への移行や臨床心理士その他の専門家による面接相談、関係機関に対する紹介等を実施する。	平日； 午前9時30分～ 午後5時	事務所	常勤・非常勤・犯罪被害相談員・支援員・支援ボランティア等	犯罪被害者等約600件	
2 面接相談に関する事業 (直接事業)	電話相談及び他機関からの紹介等を受け被害者支援員による面接相談を実施する。また相談内容に応じて、専門家（臨床心理士、精神科医、弁護士等）による無料の面接相談を実施する。	随時	センター面接相談室、その他適切な場所	犯罪被害相談員、支援員（センター会員を含む各分野の専門家、被害者支援員等）	犯罪被害者等多数	
3 直接的支援に関する事業 (直接事業)	電話相談や面接相談からの移行による裁判所、検察庁、警察署、病院、自宅訪問等の付添支援、情報提供、その他の役務の提供、物品の供与貸与、性暴力被害者への医療費助成等の直接的支援を実施する。	随時	裁判所、検察庁、警察署、病院、弁護士事務所、被害者等自宅等	犯罪被害相談員、被害者支援員（ボランティア）	犯罪被害者等多数	
4 犯罪被害者等給付金の申請を補助する事業 (直接事業)	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者、遺族等が行う裁定の申請について、相談、付添など、同申請を補助する事業を実施する。	随時	事務所、その他適切な場所	給付金申請補助員	犯罪被害者等多数	
5 自助組織に対する支援に関する事業 (直接事業)	被害者同士が集まり体験を語りあうことにより自助の精神に基づく支え合いの輪を広げていくための自助組織の設立を促す等その活動への側面的支援を実施する。	月1回	事務所、その他適切な場所	支援相談員、センター役員等	犯罪被害者等多数	
6 被害者等の実態の調査・研究に関する事業 (直接事業)	被害者等の実態をふまえた被害者支援のあり方、方法等を研究するとともに、被害者支援員および犯罪被害相談員の技能向上のための調査研究を実施する。	随時	県内外適所ほか	役職員等	不特定多数	
7 相談員等の養成及び研修に関する事業	犯罪被害者支援活動への被害者支援員（ボランティア）育成を目的とした養成講座および直接支援員育成講座の開講。職員および被害者支援員等への各種研修会参加とスキルアップを目的とした継続研修を実施する。	外部研修（随時） 継続研修（毎月1回） 養成講座（6ヶ月間）	県内外適所、事務所	常勤・非常勤相談員・支援員、センター会員、外部講師など	ボランティア希望者、職員、および被害者支援員等	電話相談員養成講座、全国被害者支援ネットワーク研修・センター研修（継続研修会、直接支援員育成研修）他
8 広報啓発活動に関する事業	①ポスター、リーフレット、広報グッズ等を作成し、街頭宣伝活動や講演会等で配布する。相談支援業務や活動内容についての広報並びに、社会全体の意識高揚を図るための啓発活動を実施する。 ②学校等講演事業（犯罪被害者等の実態、被害者支援の必要性や命の大切さなどについての理解を深めるため、被害者等による講演会）を実施する。 ③要請のあった自治体等の被害者支援担当職員に対する研修を実施する。 ④資金調達推進時の広報（賛助会員及寄付者の拡充、被害者支援自動販売機及募金箱の設置など）	通年	県内地域・学校・自治体・民間企業等（約40箇所）	支援員、支援ボランティア、センター関係者、学生ボランティア等	①④県民②③公立及び私立中学・高校大学生及び自治体、地域住民等ほか	ニュースター発行、リーフレット配布、講演会、民間企業及自治体等訪問他